

其ノ交渉ヲ一供シタルコトハ既報ノ度其後組合幹部  
 於テハ数次社長事務及工場長等會社要人ト會見折衝ヲ  
 重スル処アリタルカ容月三十日組合長望月源治ハ織工  
 代表三名ヲ伴ヒ次次工場長ト會見改正規則ノ撤回ヲ迫  
 リタルニ工場長ニ本規則ハ他會社ノ標準ト劣ルトト  
 ナク相當優遇シ居リ殊ヘ岡山縣下下伊部工場後業員ノ  
 如クハ寧ロ會社ニ感謝シツ、アル状態ナルヲ以テ總對  
 ニ撤回スル改正等ノ意思ナシト交渉シタル結果織工側  
 ニ於テハ事業不振ノ現状ニ鑑ミ一昨本問題ヲ打切ル  
 コト、爲シ會社側ノ意ヲ諒シテ辞去セリ  
 以上ノ状況ナルヲ以テ本問題一先ツ解決ヲ告ケタモト認マレ  
 右 及 申 (通) 報 候 也

常務理事  
 労働課長  
 事務主任

勞 務 第 二 〇 九 號

昭和二年七月七日  
 警視總監 宮田 光 雄

寫

2715  
~~309~~  
 498

内務大臣 鈴木 喜三郎 殿  
 社 會 局 長 官 殿  
 北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫 愛知  
 静岡 福岡 各廳 府 縣 長 官 殿  
 朝鮮 總督 府 警 務 局 長 殿

八千代工業株式會社勞働爭議ニ關スル件 (第一報)  
 首領會社 八 大 正 十 四 年 八 月 堤 茂 八 個 人 經 營 ニ テ 創